

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社フューチャージニアス

令和 4年 4月 1日制定

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

①身体拘束の原則禁止

事業所は、ご利用者様お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保される基本的な仕組みをつくり、事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、ご利用者様又は他のご利用者様等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行いません。

②身体拘束に該当する具体的な行為

- <参考>介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月現在)
- ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
 - ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ・自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)のすべてに該当すると委員会において判断された場合、ご利用者様及びご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合もご利用者様の様子や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努めます。

①ご利用者様の理解と基本的なケアの向上により身体拘束リスクを除きます。

ご利用者様お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。

管理者、児童発達支援管理責任者等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③身体拘束等適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族とご利用者様にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

身体拘束等適正化委員会を設置し、本事業所で身体拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施していたご利用者様に係る状況の確認を含みます。委員会は1年に1回以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

法人代表者、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、相談支援専門員

(3) 構成員の役割

- ・招集者：法人代表者
- ・記録者：管理者

(4) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③身体拘束を行っているご利用者様がいる場合
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せてご利用者様の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、従業者に周知徹底します。

3 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束等適正化のため、従業者について、採用時のほか年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

①切迫性

ご利用者様本人又は他のご利用者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

身体拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと

③一時性

身体拘束が一時的なものであること

(2) 要件合致確認

ご利用者様の態様を踏まえ身体拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご利用者様・ご家族等へ「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」で説明し、確認を得ます。

- ・ 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・ 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・ 拘束の時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録」に身体拘束の実施状況やご利用者様の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体拘束等適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 ご利用者様等による本指針の閲覧

本指針は、すべての従業者が閲覧を可能とするほか、ご利用者様やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載します。